

地域福祉基本・活動計画における業績目標等の修正について

令和6年3月に策定した第5次和泉市地域福祉基本・活動計画(令和6年度～令和10年度)について、地域福祉推進協議会にてその策定にかかる審議を行い、その進捗管理を行っていくものである。

しかしながら、当初、設定した業績目標・成果目標について評価を行う上で、以下のような問題点があるため、目標について一部、見直しを行うものである。

- ①評価が困難な業績目標・成果目標である。
- ②業績目標と成果目標が連動していない。

なお、今後、次期計画策定に向けて地域福祉推進協議会にて丁寧に進捗管理を行いつつ、地域福祉計画及び地域福祉活動計画に記載すべき事項を整理していくものとする。

1. 業績目標及び成果目標を修正するもの

小分類No.30

計画51ページ

【4】基本目標4 誰もが、自分らしく、安心して、楽しく暮らせるまちへ

(5)教育

①福祉と教育の連携

福祉系部局と教育委員会および関係機関とが連携し、教育現場、学校現場、そして、こども・家庭への福祉的支援を強化します。

●実施主体

市(福祉総務課、子育て支援室、学校教育室)

【現在の記載事項】

●業績目標

福祉部局、教育部局が連携し、福祉的支援の「方針」を策定し、一元的、体系的な支援を行う

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	「福祉的支援方針」の策定	「福祉的支援方針」の実施・検証	「福祉的支援方針」の実施・検証	「福祉的支援方針」の実施・検証	「福祉的支援方針」の実施・検証

●成果目標

教育と福祉のデータ連携により、新たに支援につながった児童生徒数

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	現状値	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増

【修正案】

●業績目標

教育と福祉のデータ連携を行った中学校区数(全 10 校区)

現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
—	現状値確認	6校区	10校区	10校区	10校区

●成果目標

教育と福祉のデータ連携により、新たに支援につながった児童生徒数

現状値	R6	R7	R8	R9	R10 目標値
—	現状値	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増	前年度比 5%増

■当初の設定の際の考え

・児童生徒への支援や連携会議、事業の協働実施など教育と福祉は連携を行い、児童及びその家庭への支援策を講じているものであるが、それを明確にするものとして、「方針」の策定とした。

■修正の理由

・令和 7 年 3 月に策定した「こどもまんなか計画」において、教育と福祉の連携については、その方向性について示しているため、別に「方針」を策定するものではない。

・また、「方針」策定を業績目標として設定している場合、業績目標と成果目標が連動していないため、連動する業績目標へと修正するものである。

2. 業績目標・成果目標を削除するもの

小分類No.15

計画40ページ

【2】基本目標2 切れ目ない・こぼれない支援の仕組みづくり

(2) 拠点、居場所の整備

① 拠点整備

「切れ目ない・こぼれない」支援のための市行政、関係機関、民間事業者が主体の拠点(子育て支援、医療介護連携、「創発」的担い手づくり)を整備、また、その支援を行います。

●実施主体

市(福祉総務課、子育て支援室、障がい福祉課、高齢介護室、人権・男女参画室)

●業績目標

整備方針の策定及び実施

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	様々な対象が集う居場所、拠点整備の在り方方針の策定	同方針の実施	同方針の実施	同方針の実施	同方針の実施

●成果目標

分野ごとに設定

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	・こども若者 ・老人集会所等公共施設の地域福祉拠点化 ・地域資源の見える化とマッチング ・創発の場開発推進の設定	設定	設定	設定	設定

■当初の設定の際の考え

- ・各分野における拠点(子育て支援の拠点、連携の拠点、担い手づくりの拠点等)の整備が必要であり、様々な切り口での各分野、あるいは分野横断型の拠点整備を推進することをねらいとして当該目標を設定した。
- ・ただし、策定時点で拠点に関する概念や方針等を整理・作成していなかったため、計画上は今後、策定していくものとし、また、成果目標についても新たに設定を進めるものとした。

■削除の理由

- ・拠点の概念は各分野により異なるものであり、統一的に方針策定や成果目標を設定することは困難である。
- ・本計画においても各分野で設定するものとしているが、本来、各分野での基本計画(例:介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画など)において、必要性に応じて拠点等に関する整備について推進するものであり、本計画において位置付けられるものではない。

小分類No.33

計画 54 ページ

【5】基本目標5 地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

(1) マネジメント

① 「基本計画」(地域福祉基本・活動計画、その他の各基本計画)中心のマネジメント

■PDCA要件を具備した「基本計画」を策定し、同「計画」に基づく進捗管理を行い、民主的で推進力のある地域福祉を実現します。

●実施主体

市(各部局)

●業績目標

各「基本計画」に基づく進捗管理

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
「基本計画」策定	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理	各「基本計画」に基づく進捗管理

●成果目標

『「基本計画」に基づく進捗管理が効果的、効率的、民主的に行われている』と感じている各「基本計画」の附属機関等の外部委員の割合

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	現状値確認	過半数	過半数	60%	70%

■当初の設定の際の考え

・各分野において各種基本計画を策定しており、基本計画の進捗管理が効果的、効率的、民主的に進められるべきであるものとして当該目標を設定した。

・ただし、策定時点で過去に類似の調査等を行っていなかったため、R6 に「現状値確認」とし、以降は数値を設定したものである。

■削除の理由

・本来、附属機関である審議会等は委員互選で委員長、副委員長を選任しており、審議会等における市はあくまで事務局として位置付けられており、事務局が議事進行を行っているものではなく、すべて民主的に進められているものが前提である。

・また、各分野の基本計画はそれぞれ性質が異なるものであり、すべての基本計画が本計画のように「業績目標」「成果目標」を設定しているものではなく、その考え方は基本計画ごとで異なるものであり、本計画にて統一的に評価されるものではない。

小分類No.36

計画 57 ページ

【5】基本目標5 地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

(2)意識改革

③ 圏域

■町会・自治会エリア、連合自治会エリア、中学校区エリア、包括支援センター担当エリア、日常生活圏域、市域といった既存「圏域」について検証し、住民ニーズ・課題に沿った行政サービスや活動の単位を検討します。

●実施主体

市(福祉総務課、子育て支援室、くらしサポート課)

●業績目標

既存の「圏域」の検証と新しい単位の検討

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	「検証」「検討」の方針の策定	「検証」	「検証」	「検証」	「検証」

●成果目標

年度報告書の作成

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	方針策定	年度報告書作成	年度報告書作成	年度報告書作成	年度報告書作成

■当初の設定の際の考え

- ・本計画策定年度に実施されていた外部講師からの助言において、市における圏域について、検討すべきとの話があがっていた。
- ・当該講師による助言について、圏域に関する結論が出なかったため、本計画の業績目標等に位置付けることで継続的に検討を行うこととした。

■削除の理由

- ・様々な分野において、その分野ごとに圏域(担当地域)を設定している。また、分野によっては、国の指針等に基づき、圏域を設定しているものもあるため、圏域の見直しを前提として検討するものではない。
- ・本来、重要なことは現在の圏域の設定を踏まえ、活動のあり方、活動の仕方を検討するものであり、明らかに圏域(担当地域)の設定に課題が生じた際に、関係者等の協議により見直しを進めるものであるため、本計画に掲載するものではない。

小分類No.37

計画 58 ページ

【5】基本目標5 地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

(2)意識改革

④ 市職員の人材育成

■地域福祉強化の必要性(現状、課題、住民ニーズ)や地域福祉の基礎理論(自助・共助・公助、圏域、地域包括ケアシステム)についての研修や学びの場を充実し、地域福祉に関わる市職員の取組み企画・実行能力、事務能力を強化します。

●実施主体

市(福祉総務課)

●業績目標

能力向上評価のためのオンライン学習の実施

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	オンライン学習の開発	オンライン学習の実施(年に1度)	オンライン学習の実施(年に2度)	オンライン学習の実施(年に3度)	オンライン学習の実施(年に4度)

●成果目標

オンライン学習により取組み企画・実行能力、事務能力が向上したと感じる職員の割合

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	—	現状値確認	前年度比5%増	前年度比5%増	前年度比5%増

■当初の設定の際の考え

・地域福祉推進をめざし、人材育成を推進するものとして本目標を設定した。

■削除の理由

・人材育成は庁内全体で行われるべきものであり、福祉総務課は実施主体として位置付けられるものではなく、地域福祉計画策定の趣旨とやや異なるものである。

・一方で、人材育成をテーマとするものではなく、地域福祉に関する大きなテーマ(重層的支援体制整備、地域共生社会、社会資源の利活用など)に基づき、学習・研修会を通じて学習し、仕組みづくりなどを検討するものであるため、本計画に人材育成として掲載するものではない。

小分類No.40

計画 60 ページ

【5】基本目標5 地域共生社会の実現に向けての機運醸成、意識改革、体制整備、議論の場

(3)組織の強化、支援

① 市行政組織

■福祉・子育て・教育・就労支援等の縦割り行政に横串を刺す取組み、市民と市・関係機関との連携不足に縦串を刺す取組みを強化するための市行政組織の改革を検討します。

●実施主体

市(福祉総務課)

●業績目標

「福祉の現場課題解決プロジェクトチーム」での検討

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	「プロジェクトチーム」での検討	「プロジェクトチーム」での検討	必要に応じ て組織改革	新たな課題 設定	新たな課題 設定

●成果目標

特別職による検討業績の評価

現状値	R6	R7	R8	R9	R10
—	検討結果への評価	検討結果への評価	組織改革への評価	新たな課題 設定への評価	新たな課題 設定への評価

■当初の設定の際の考え

・地域福祉推進をめざし、人材育成に加え、組織改革を見据えて本目標を設定した。

■削除の理由

・組織改革は政策企画室を中心に行われるべきものであり、福祉総務課は実施主体として位置付けられるものではなく、地域福祉計画策定の趣旨とやや異なるものである。
・一方で、横断的に福祉の課題を検討する場は必要であり、その場が「福祉でまちづくり委員会」や「地域福祉基本・活動計画連絡会議」などである。

今後の検討の場の設定については、両協議会で丁寧に協議を進めていくものであるため、次期計画を見据えて本計画からは掲載を削除するものである。